

(本通知の起案番号、発出者、相手方は別記の通り)

平成22年12月16日

平成22年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における
入札・契約業務等の円滑な実施について

平成22年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行については、平成22年11月26日付け国会公第149号により事務次官から各地方整備局長等あて通知されているところであるが、このうち記2. に掲げる入札・契約手続の実施については、手続を早期かつ適正に行い、経済対策に基づく効果を早期に発現する観点から、下記に定めるところによることとし、北海道開発局においても、同様の措置を採られたい。

記

1. 総合評価落札方式における提出資料の簡素化等の実施については、「総合評価落札方式における提出資料の簡素化等について」（平成21年4月23日付け国地契第7号、国官技第21号、国営計第21号）、「総合評価落札方式における資料の簡素化等について」（平成21年5月12日付け国港総第141-2号、国港技第9-2号）又は「総合評価落札方式における提出資料の簡素化等について」（平成21年5月18日付け国空予管第215号、国空技企第20号）（以下「簡素化通達」という。）に定める手続により実施すること。なお、対象工事の選定にあたっては、簡素化通達記1. に定めるところによるほか、過去の受注状況等を勘案し、受注者が偏る恐れのある工事においては、適用しないこととする。

また、受注者の偏りや新規参入者に配慮するため、評価項目として、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて」（平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号）、「港湾空港等工事における品質確保促進ガイドラインについて」（平成17年10月27日付け国港総第263号、国港技第145号）又は「航空局直轄工事における品質確保促進ガイドライン」の制定について」（平成17年12月20日付け国空予管第546号、国空建第140号）の別添中3-4の例示にある「企業の手持ち工事量」に係る項目を、必要に応じて設定すること。

2. 「平成22年度国土交通省所管事業の執行について」（平成22年4月1日付け国会公第239号）記3(1)において、上位等級工事への参入の拡大を図ることとされていることに鑑み、政府調達協定を除く大規模な工事について、工事難易度が低いものについては、上位等級工事への参入の拡大を積極的に推進し、中小建設業者等の受注機会の確保を図ること。

3. 地元企業の活用により地元調整の円滑化や現場事情に精通した施工の早期実施が期待される工事については、「地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行について」（平成21年8月3日付け国地契第13－2号、国官技第86－4号、国営計第45－2号）、「地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行について」（平成21年8月3日付け国港総第389－2号、国港技第24－2号）又は「地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行について」（平成21年8月21日付け国空予管第446号、国空技企第70号）に定める手続により、同方式の積極的な活用を図ること。

別記

(起案番号)

国地契第43号
国官技第277号
国営管第392号
国営計第92号
国港総第575号
国港技第73号
国空予管第662-2号
国空技企第180-2号
国空保第449-2号
国北予第30号

(発出者)

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局監理部予算・管財室長
航空局航空部技術企画課長
航空局管制保安部保安企画課長
北海道局予算課長

(相手方)

大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
大臣官房官庁営繕部整備課長
大臣官房官庁営繕部設備・環境課長
各地方整備局総務部長
各地方整備局企画部長
各地方整備局営繕部長
各地方整備局港湾空港部長
北海道開発局事業振興部長
各地方航空局総務部長
各地方航空局空港部長
各地方航空局保安部長
国土技術政策総合研究所総務部長
国土交通大学校総務部長
国土地理院総務部長